

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 8 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

水産研究 教育機構
現職 水産技術研究所 養殖 部門 病理部長

氏名 伊東 尚史

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7月 7日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 北海道大学大学院水産科学研究院・教授

氏名 立井 久 合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局
電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 7 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 日本大学生物資源科学部

氏名 片倉 文彦

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 9 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 愛媛県水産研究センター 係長

氏名 川上 秀昌

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局
電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 13 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業
及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職

日本獣医師生命科学大学 教授

氏名

倉田 修

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取（割当て）額
回答表

令和 8 年 7 月 13 日

寄附金・契約金等の受取（割当て）額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名（審議により影響を受ける企業）： 日生研株式会社

☒ 受領なし	}	※受取有りの場合
☐ 50万円以下		☐ 令和6年度
☐ 50万円超～500万円以下		☐ 令和7年度
☐ 500万円超		☐ 令和8年度

審議参加に関する確認事項（令和6年4月1日薬事審議会確認）に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 東京海洋大学・教授

氏名 近藤 秀裕

近藤 秀裕

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 10 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職

東京海洋大学水産研究院・教授

氏名

佐野 元孝

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

別紙2

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 8 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 愛媛大学南予水産研究センター

氏名 清水 園子

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局
電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7月 10日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 九州大学大学院農学研究院 准教授

氏名

松本 智軌

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取（割当て）額
回答表

令和 8 年 7 月 13 日

寄附金・契約金等の受取（割当て）額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名（審議により影響を受ける企業）： 日生研株式会社

☒ 受領なし	}	※受取有りの場合
☐ 50万円以下		☐ 令和6年度
☐ 50万円超～500万円以下		☐ 令和7年度
☐ 500万円超		☐ 令和8年度

審議参加に関する確認事項（令和6年4月1日薬事審議会確認）に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職

近畿大学

氏名

永田 恵里奈

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 13 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職

日本大学生物資源科学部 准教授

氏名

間野 伸晃

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局

電話 03-6744-2105

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局 宛 御中

水産用医薬品調査会における
寄附金・契約金受取(割当て)額
回答表

令和 8 年 7 月 7 日

寄附金・契約金等の受取(割当て)額について、以下のとおり回答する。

審議事項1 動物用生物学的製剤基準の一部改正について
・動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

企業名(審議により影響を受ける企業): 日生研株式会社

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和6年度 |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和7年度 |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和8年度 |

審議参加に関する確認事項(令和6年4月1日薬事審議会確認)に基づき、申請企業及び競合企業に対して上記の申告内容について照会することについて、同意します。

現職 山梨県農政部食糧水産課 副主幹

氏名 三浦 正之

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 水産用医薬品調査会事務局
電話 03-6744-2105